

砺波市特別職報酬等審議会資料

(第 1 回)

令和 7 年 1 月 1 0 日

砺 波 市 総 務 課

目 次

資料1	これまでの議員報酬月額の改定状況について	1
	これまでの政務活動費の改定状況について	1
資料2	これまでの議員定数の改定状況について	2
資料3	富山県内都市の議長等の報酬月額等について	3
資料4	令和5年度富山県内都市の財政及び議会費の決算状況 . .	4
	について	
	定数と議員報酬月額が見直された場合の議員報酬額の . .	4
	試算について	
資料5	類型別団体について	5
資料6	富山県内における同一類型別団体（I－2）都市の . . .	6
	議長等の報酬月額等について	
《関係条例》		
資料7	砺波市特別職報酬等審議会条例	7
資料8	砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に . .	9
	関する条例	
資料9	砺波市議会政務活動費の交付に関する条例	18

これまでの議員報酬月額の改定状況について

これまでの政務活動費の改定状況について

資料 1

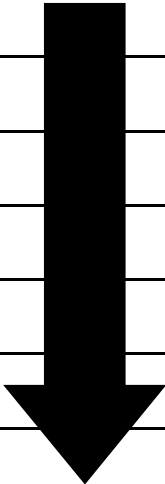
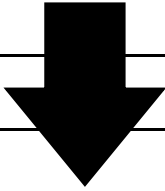
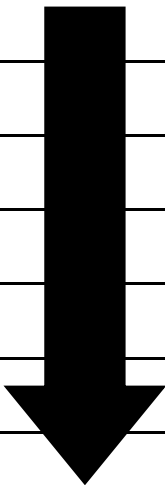
年度	議員報酬月額（現行）			議員報酬月額（見直し後）		
	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員
平成16年	455,000	405,000	375,000			
平成17年	455,000	405,000	375,000	454,000 ▲1,000	404,000 ▲1,000	374,000 ▲1,000
平成18年	454,000	404,000	374,000			
平成19年						
平成20年						
平成21年						
平成22年						
平成23年						
平成24年						
平成25年						
平成26年						
平成27年						
平成28年						
平成29年						
平成30年						
令和元年						
令和2年						
令和3年						
令和4年						
令和5年						
令和6年				議会の申入れ額による		
令和7年	454,000	404,000	374,000	504,000 +50,000	454,000 +50,000	424,000 +50,000

年度	政務活動費月額（現行）			政務活動費月額（見直し後）		
	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員
平成16年	27,500	27,500	27,500			
平成17年						
平成18年						
平成19年						
平成20年						
平成21年						
平成22年						
平成23年						
平成24年						
平成25年						
平成26年						
平成27年						
平成28年						
平成29年						
平成30年						
令和元年						
令和2年						
令和3年						
令和4年						
令和5年						
令和6年				議会の申入れ額による		
令和7年	27,500	27,500	27,500	0 ▲27,500	0 ▲27,500	0 ▲27,500

これまでの議員定数の改定状況について

資料 2

(単位：人)

年度	議員定数 (現行)	議員定数 (見直し後)	特記事項
平成16年	29		合併による在任特例 (旧砺波市20人、旧庄川町9人)
平成17年	29	22	市議選 H17.4.17執行 中選挙区制 (旧砺波市18人、旧庄川町4人)
平成18年			H18.3.27 市議会議員定数条例改正 (次の一般選挙から大選挙区へ)
平成19年			
平成20年			
平成21年			市議選 H21.4.19執行 (無投票)
平成22年			H22.3.24 市議会議員定数条例改正 (次の一般選挙から22人→20人)
平成23年			
平成24年			
平成25年	22	20	市議選 H25.4.21執行
平成26年			
平成27年			H27.5.13 市議会議員定数条例改正 (次の一般選挙から20人→18人)
平成28年			
平成29年	20	18	市議選 H29.4.16執行
平成30年			
令和元年			
令和2年			
令和3年			市議選 R3.4.18執行
令和4年			
令和5年			
令和6年			R6.12.18 市議会議員定数条例改正 (次の一般選挙から18人→16人)
令和7年	18	16	市議選 R7.4.20執行予定

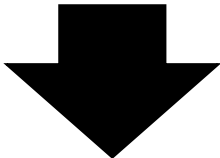
富山県内都市の議長等の報酬月額等について

資料3

※住民基本台帳人口順（R 6. 1. 1 現在）

都 市		富山市	高岡市	射水市	砺波市 (現行)	南砺市	氷見市	黒部市	魚津市	滑川市	小矢部市
区 分											
住民基本台帳人口 (R 6. 1. 1 現在)	人	406,483	164,053	90,997	47,024	46,949	43,205	39,697	39,274	32,728	28,356
議員定数	人	38	27→25	22	18→16	18→17	17	17	17	15	16
議長	月額	715,000	645,000	515,000	454,000	460,000	495,000	466,000	480,000	424,000	445,000
副議長	月額	645,000	580,000	456,000	404,000	410,000	440,000	411,000	430,000	377,000	390,000
議員・・・・・・・・①	月額	600,000	545,000	427,000	374,000	380,000	420,000	380,000	400,000	354,000	360,000
	順位	1	2	3	8	6	4	6	5	10	9
政務活動費（上限）・・②	月額	150,000	75,000	50,000	27,500	27,500	37,500	30,000	30,000	30,000	20,000
議員報酬＋政務活動費 (①＋②)	月額	750,000	620,000	477,000	401,500	407,500	457,500	410,000	430,000	384,000	380,000
	順位	1	2	3	8	7	4	6	5	9	10

※出典：全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果」ほか



※住民基本台帳人口順（R 6. 1. 1 現在）

都 市		富山市	高岡市	射水市	砺波市 (見直し後)	南砺市	氷見市	黒部市	魚津市	滑川市	小矢部市
区 分											
住民基本台帳人口 (R 6. 1. 1 現在)	人	406,483	164,053	90,997	47,024	46,949	43,205	39,697	39,274	32,728	28,356
議員定数	人	38	27→25	22	18→16	18→17	17	17	17	15	16
議長	月額	715,000	645,000	515,000	504,000	460,000	495,000	466,000	480,000	424,000	445,000
副議長	月額	645,000	580,000	456,000	454,000	410,000	440,000	411,000	430,000	377,000	390,000
議員・・・・・・・・①	月額	600,000	545,000	427,000	424,000	380,000	420,000	380,000	400,000	354,000	360,000
	順位	1	2	3	4	7	5	7	6	10	9
政務活動費（上限）・・②	月額	150,000	75,000	50,000	0	27,500	37,500	30,000	30,000	30,000	20,000
議員報酬＋政務活動費 (①＋②)	月額	750,000	620,000	477,000	424,000	407,500	457,500	410,000	430,000	384,000	380,000
	順位	1	2	3	6	8	4	7	5	9	10

※見直し後の議員報酬月額は議会からの申入れ額による

※出典：全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果」ほか

令和5年度富山県内都市の財政及び議会費の決算状況について

資料4

※住民基本台帳人口順（R6.1.1現在）

都 市			富山市	高岡市	射水市	砺波市	南砺市	氷見市	黒部市	魚津市	滑川市	小矢部市
区 分												
規模	住民基本台帳人口 （R 6 . 1 . 1 現在）	人	406,483	164,053	90,997	47,024	46,949	43,205	39,697	39,274	32,728	28,356
財政状況	歳入総額	百万円	182,807	77,127	43,785	25,141	38,317	26,910	23,789	21,907	15,449	15,509
	歳出総額 ①	百万円	178,439	74,733	41,428	23,473	35,831	25,519	23,059	20,353	14,547	14,850
	標準財政規模 ※1	百万円	104,846	40,526	25,980	13,779	21,362	12,298	13,082	10,590	8,294	8,937
	財政力指数（3 か年平均）※2		0.80	0.71	0.64	0.57	0.34	0.46	0.62	0.67	0.71	0.56
議会費	議会費総額 ②	百万円	717	415	269	192	201	205	197	179	149	161
	議会費率（②／①）	%	0.4	0.6	0.6	0.8	0.6	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1

※出典：富山県「令和5年度富山県内市町村の決算状況（速報）」

※1 標準財政規模とは、「毎年経常的に入ってくる市の裁量で自由に使えるお金」のことで、「標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で算出される額のこと。
家庭でいえば、毎月の給料のようなものであり、ボーナスやお小遣いのような臨時的収入を含まない額のこと。

※2 財政力指数とは、「地方公共団体の財政力を示す指数」のことで、「財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額」で算出される額の3か年の平均のこと。財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえる。

定数と議員報酬月額が見直された場合の議員報酬額の試算について

- （1）現行・・・定数：18人、議員報酬月額：議長 454,000円、副議長 404,000円、議員 374,000円 の場合
- 120,611,920円

議長

副議長

議員

政務活動費

7,609,040円＝454,000円×12か月＋454,000円×3.4月×1.4×1人

6,771,040円＝404,000円×12か月＋404,000円×3.4月×1.4×1人

100,291,840円＝374,000円×12か月＋374,000円×3.4月×1.4×16人

5,940,000円＝27,500円×12か月×18人
- （2）見直し後（議員報酬月額は議会からの申入れ額による）・・・定数：16人、議員報酬月額：議長 504,000円、副議長 454,000円、議員 424,000円 の場合
- 115,543,440円

議長

副議長

議員

政務活動費

8,447,040円＝504,000円×12か月＋504,000円×3.4月×1.4×1人

7,609,040円＝454,000円×12か月＋454,000円×3.4月×1.4×1人

99,487,360円＝424,000円×12か月＋424,000円×3.4月×1.4×14人

0円
- （3）（2）－（1）定数：▲2人、議員報酬月額：議長 +50,000円、副議長 +50,000円、議員 +50,000円 の場合
- ▲5,068,480円

議長

副議長

議員

政務活動費

+838,000円

+838,000円

▲804,480円

▲5,940,000円

類型別団体について

資料5

市町村類型とは

総務省が作成した、国勢調査の結果を基に人口規模と産業構造を指標に分類したもの。

この類型は、財政分析や自治体職員給与水準の比較などに使われ、市町村の特性を知る一つの目安として用いられている。

砺波市の類型は「Ⅰ－２」になる。

令和5年4月1日現在

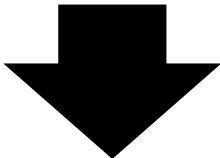
産業構造 人口 類 型		Ⅱ・Ⅲ次産業 90%以上		Ⅱ・Ⅲ次産業 90%未満		計
		Ⅲ次産業 65%以上	Ⅲ次産業 65%未満	Ⅲ次産業 55%以上	Ⅲ次産業 55%未満	
		3	2	1	0	
～ 50,000	Ⅰ	55	83	134	25	297
50,000 ～ 100,000	Ⅱ	109	77	43	7	236
100,000 ～ 150,000	Ⅲ	59	29	11	0	99
150,000 ～	Ⅳ	35	17	3	0	55
計		258	206	191	32	687

富山県内における同一類型別団体（Ⅰ－２）都市の議長等の報酬月額等について

資料 6

都 市		富山市	高岡市	射水市	砺波市 (現行)	南砺市	氷見市	黒部市	魚津市	滑川市	小矢部市
区 分											
住民基本台帳人口 (R 6 . 1 . 1 現在)	人	406,483	164,053	90,997	47,024	46,949	43,205	39,697	39,274	32,728	28,356
議員定数	人	38	27→25	22	18→16	18→17	17	17	17	15	16
議長	月額	715,000	645,000	515,000	454,000	460,000	495,000	466,000	480,000	424,000	445,000
副議長	月額	645,000	580,000	456,000	404,000	410,000	440,000	411,000	430,000	377,000	390,000
議員 ①	月額	600,000	545,000	427,000	374,000	380,000	420,000	380,000	400,000	354,000	360,000
	順位				5	3	1	3	2	7	6
政務活動費 (上限) . . ②	月額	150,000	75,000	50,000	27,500	27,500	37,500	30,000	30,000	30,000	20,000
議員報酬 + 政務活動費 (① + ②)	月額	750,000	620,000	477,000	401,500	407,500	457,500	410,000	430,000	384,000	380,000
	順位				5	4	1	3	2	6	7

※出典：全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果」ほか



都 市		富山市	高岡市	射水市	砺波市 (見直し後)	南砺市	氷見市	黒部市	魚津市	滑川市	小矢部市
区 分											
住民基本台帳人口 (R 6 . 1 . 1 現在)	人	406,483	164,053	90,997	47,024	46,949	43,205	39,697	39,274	32,728	28,356
議員定数	人	38	27→25	22	18→16	18→17	17	17	17	15	16
議長	月額	715,000	645,000	515,000	504,000	460,000	495,000	466,000	480,000	424,000	445,000
副議長	月額	645,000	580,000	456,000	454,000	410,000	440,000	411,000	430,000	377,000	390,000
議員 ①	月額	600,000	545,000	427,000	424,000	380,000	420,000	380,000	400,000	354,000	360,000
	順位				1	4	2	4	3	7	6
政務活動費 (上限) . . ②	月額	150,000	75,000	50,000	0	27,500	37,500	30,000	30,000	30,000	20,000
議員報酬 + 政務活動費 (① + ②)	月額	750,000	620,000	477,000	424,000	407,500	457,500	410,000	430,000	384,000	380,000
	順位				3	5	1	4	2	6	7

※見直し後の議員報酬月額は議会からの申入れ額による

※出典：全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果」ほか

○砺波市特別職報酬等審議会条例

平成16年11月1日

条例第37号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、砺波市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするとき、又は砺波市議会政務活動費の額の変更に
ついて議会から依頼があったときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の
意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織し、その委員は砺波市の区域内の公共的
団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委
員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議
会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成19年1月23日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この条例による改正前の砺波市特別職報酬等審議会条例、砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例、砺波市職員等の旅費に関する条例及び砺波市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第3条の規定による改正前の砺波市特別職報酬等審議会条例第2条中「助役」とあるのは「副市長」と、第4条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例第1条第2号及び第2条第2号中「助役」とあるのは「副市長」と、第5条の規定による改正前の砺波市職員等の旅費に関する条例別表第1及び別表第2中「助役」とあるのは「副市長」と、第7条の規定による改正前の砺波市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成20年9月18日条例第27号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第35号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

○砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

平成 20 年 9 月 18 日

最終改正 令和 6 年 12 月 17 日

未施行 令和 7 年 4 月 1 日含む

条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 203 条の規定に基づき、砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 454,000 円
- (2) 副議長 月額 404,000 円
- (3) 議員 月額 374,000 円

2 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

3 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

4 前 2 項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第 3 条 議会議員が招集に応じ、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は法第 100 条第 12 項に規定する場に出席したときは、費用弁償として日額 2,400 円を支給する。

2 議会議員が職務を行うため旅行したときは、砺波市職員等の旅費に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 43 号）の定めるところにより支給する。

(期末手当)

第 4 条 議会議員には、砺波市職員の給与に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 39 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、期末手当を支給する。

2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に 100 分の 40 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第 31 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 172.5」とする。

(支給方法)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の給料その他の給与及び旅費の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(砺波市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 砺波市特別職報酬等審議会条例（平成 16 年砺波市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 21 年 11 月 25 日条例第 29 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 29 日条例第 13 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 5 条、第 7 条及び第 9 条並びに附則第 4 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 22 日条例第 33 号）抄

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条並びに附則第 4 条から第 7 条までの規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の給与条例又は第 3 条の規定による改正後の砺波市教育委員会教育長の給与等に関する条例、第 5 条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例若しくは第 7 条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の特別職

給与条例等」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の砺波市教育委員会教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例若しくは第7条の規定による改正前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成28年3月23日条例第8号) 抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の砺波市教育委員会教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第7条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の給与条例等」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の砺波市教育委員会教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第7条の規定による改正前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第4条 附則第2条及び前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成28年12月21日条例第17号) 抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条、第6条、第8条及び附則第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条、第3条、第4条及び第7条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の砺波市教育委員会教育長の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第7条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の砺波市教育委員会教育長の給与等に関する条例、第4条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第7条の規定による改正前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成29年12月20日条例第15号）抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条、第3条及び第6条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第6条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第6条の規定による改正前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成30年12月20日条例第30号）

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条、第3条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第5条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第5条の規定による改正

前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第4条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和元年12月19日条例第13号）抄

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

3 第3条及び第5条の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第5条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例又は第5条の規定による改正前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第4条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和2年11月30日条例第29号）

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日条例第27号）

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第9条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第24号）

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条及び第9条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の砺波市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第8条の規定による改正後の砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第8条の規定による改正前の砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年12月20日条例第21号）

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第11条及び第12条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（砺波市職員の給与に関する条例第3条及び第35条の3の改正規定を除く。）による改正後の砺波市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」とい

う。)の規定、第5条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）及び第9条の規定による改正後の砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の会計年度任用職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第7条の規定による改正前の砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は第9条の規定による改正前の砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の会計年度任用職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和6年12月17日条例第24号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行とする。

2 第1条の規定による改正後の砺波市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す

る条例（次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定及び第8条の規定による改正後の砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の会計年度任用職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第7条の規定による改正前の砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は第8条の規定による改正前の砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の会計年度任用職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○砺波市議会政務活動費の交付に関する条例

平成16年11月1日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、砺波市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、砺波市議会における会派及び無会派議員に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、会派にあっては当該会派の所属議員数に月額2万7,500円及び当該年度における所属月数（各月1日（以下「基準日」という。）の所属状況により算出した月数）を乗じて得た額を、無会派議員にあっては月額2万7,500円に当該年度における会派に所属しない月数（基準日の状況により算出した月数。以下「無所属月数」という。）を乗じて得た額を、それぞれ上限として、政務活動を行った後に当該政務活動に要した額を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、基準日において会派の所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員を当該会派の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合又は当該会派が解散し、若しくは消滅した場合は、その前月までを所属月数とする。

3 第1項の規定にかかわらず、基準日において無会派議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、その前月までを無所属月数とする。

(交付請求等)

第4条 会派の代表者及び無会派議員は、政務活動を行ったときは、当該政務活動による支出に係る領収書その他の証拠書類を添えて、市長に対し、議長を経由して、当該政務活動に係る政務活動費を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から30日以内に政務活動費を交付するものとする。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第5条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときについて準用する。

3 政務活動費の交付を受けた無会派議員が、年度の途中において会派に所属することとなった場合、当該会派に所属した日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が当該会派に所属した後の無所属月数に基づいて算定した額を上回る場合は、無会派議員は当該上回る額を返還しなければならない。

（会派の届出）

第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者を定め、その代表者は会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は会派解散届を議長に提出しなければならない。

3 議員は、複数の会派に所属することができない。

（会派等の通知）

第7条 議長は、前条第1項及び第2項の規定により会派結成届、会派異動届又は会派解散届のあった会派について、速やかに市長に通知しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第8条 政務活動費は、会派又は無会派議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第9条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び無会派議員は、別記様式により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散のときから30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた無会派議員が会派に所属したときは、第1項の規定にかかわらず、当該会派に所属したときから30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第11条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書を、提出期限から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第12条 議長は、第10条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（交付額の変更）

第13条 議会は、政務活動費の交付金額を変更しようとするときは、あらかじめ市長を経由して砺波市特別職報酬等審議会の意見を聴くものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成20年9月18日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に交付された政務調査費に係る収支報告については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月27日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の、砺波市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の砺波市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(砺波市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 砺波市特別職報酬等審議会条例（平成16年砺波市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年9月21日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年度以後の政務活動費について適用する。

附 則（平成30年3月20日条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の政務活動費について適用する。

附 則（平成31年3月1日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以後の政務活動費について適用する。

附 則（令和2年12月16日条例第34号）

この条例は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の政務活動費について適用する。

別表（第 8 条関係）

項目	内容
調査研究費	会派又は無会派議員（以下「会派等」という。）が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派等が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派等としての参加に要する経費
資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派等が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

※別記様式（第 10 条関係）は省略します。